

国保だより

平成30年4月号
八代市役所 国保ねんきん課 TEL 33-4113

保存版

★ 国民皆保険 ~平成30年4月から国保の都道府県化がスタートします~

病気やケガをしたときに安心して医療を受けられるよう、すべて的人が必ず何らかの医療保険に加入することになります。職場の健康保険や後期高齢者医療制度の健康保険に入っている人、または生活保護を受けている人を除くすべての人は、国民健康保険に加入することになります。

この国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険の保険者となり、ともに国民健康保険制度を運営します。市町村は引き続き、地域住民と身近な関係の中、被保険者証等の発行、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業等の役割を担います（都道府県化については、国保だより平成29年7月号・9月号・平成30年2月号にも掲載しておりますので、ご覧ください）。

★ 届出は14日以内に！

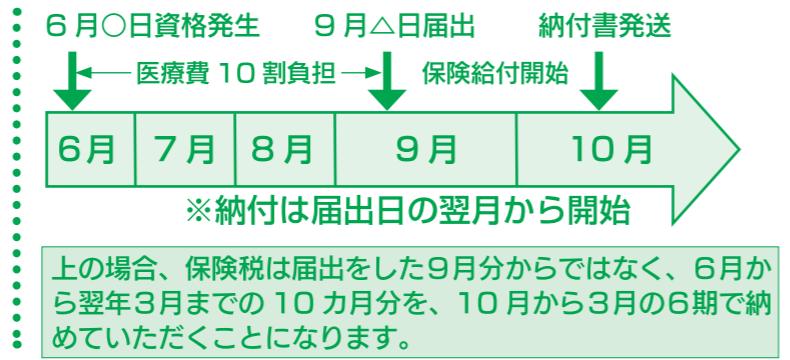
退職等の理由で健康保険の資格を喪失した後、14日以内に国民健康保険加入届出が出来なかった場合は、医療費の保険適用は原則として届出日からとなり、届出日の前日までの医療費は一旦全額自己負担となる場合があります。

また、国民健康保険税は国保へ加入する資格が発生した月の分まで遡って納めることになります。

必ず14日以内に届出をしましょう。

例) 医療費が1万円の場合

受診時、保険証を提示した場合…	自己負担 (3割) 3,000円	国保が負担 (7割) 7,000円
受診時、保険証を提示しなかった場合…	全額自己負担 10,000円	



次のような場合には、必ず14日以内に市役所国保ねんきん課または各支所内健康福祉地域事務所の窓口へ届け出してください。

このような場合に届け出してください		届出に必要なもの	※国保の届出には、マイナンバーが必要です。
他の市町村から転入してきたとき	転出証明書、認め印		
勤務先の健康保険などをやめたとき、または被扶養者でなくなったとき	勤務先などの健康保険資格喪失証明書、認め印		
健康保険などの任意継続の期間が終了したとき	任意継続の資格喪失証明書、認め印		
生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、認め印		
子供がうまれたとき	認め印		
他の市町村へ転出するとき	国保の保険証、認め印		
勤務先の健康保険などに加入したとき、または被扶養者となったとき	勤務先の保険証または加入証明書、国保の保険証、認め印		
生活保護を受けるとき	生活保護開始決定通知書、国保の保険証、認め印		
死亡したとき	国保の保険証、喪主の通帳、認め印		

★ 出産育児一時金

八代市国民健康保険に加入されている方が出産された場合、世帯主に支給されます。医療機関が世帯主に代わり、直接八代市に出産育児一時金を請求する直接支払制度等もあります。ただし、国保加入期間が6カ月未満の方は、国保加入以前に社会保険の本人期間が1年以上あれば、以前の社会保険から出産育児一時金の支給を受けることができます。

手続きの詳細については、お問合せください。

◆申請に必要なもの・・保険証、認め印、世帯主名義の通帳（必要に応じて）、出産にかかった費用が確認できる領収書または明細書、直接支払制度の利用の有無がわかる文書

★ 葬祭費

八代市国民健康保険に3カ月以上加入されている方が死亡された場合、葬儀を行った方（喪主）に支給されます。
平成30年4月からは2万円の支給となります（熊本県国民健康保険運営方針に基づき、それまでの3万円から改正されました）。

◆申請に必要なもの・・喪主の認め印、喪主名義の通帳（必要に応じて）

★ 高額療養費

【限度額適用認定証のご案内】

ご入院や高額な外来診療を受ける予定のある方は、事前に「限度額適用認定証」の交付を受けられることをお勧めします。この認定証を医療機関に提示すると、医療費のお支払いを、世帯の負担すべき限度額（下表参照）までに止めることができます。また、住民税非課税のご世帯は入院時の食事代もお安くなります。

認定証の交付対象者は、70歳未満の方と、70歳以上の住民税非課税世帯のみとなります。（国保税に滞納がある場合は交付できませんが、特別な事情がある場合はご相談ください）

認定証は申請した月の初日から適用になります。申請はお早めにお願いします。なお、認定証を提示されなかった場合は、高額療養費の払い戻しの申請をしていただくことになります。

◆申請に必要なもの・・保険証、認め印、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード

【高額な医療費を支払ったとき】

同一月の1カ月間に自己負担限度額を超えて医療費を支払った場合、高額療養費の払い戻しの申請ができます。

払い戻される額は、支払った医療費を入院分と外来分に分けて、高額該当回数、課税状況などにより定められた「自己負担限度額」を超える部分が対象となります。ただし、保険適用外分（入院時の食事代や差額ベッド代など）については、高額療養費の対象となりません。

診療月の翌月から起算して2年間を過ぎると、時効となり申請できませんので、お早めの手続きをお願いします。

◆申請に必要なもの・・保険証、領収書、認め印、世帯主名義の通帳、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード

【高額療養費の自己負担限度額】

所得等の世帯状況は診療月の初日で判断します。（世帯分離の場合は除く）

● 70歳未満

個人ごとに、1ヵ月の領収書の自己負担額が、1つの医療機関（入院と外来は別）ごとに、21,000円を超える分が対象

区分	所得区分	過去12カ月間で3回目まで	4回目以降
ア	年間所得(※1)901万円超	252,600円+ (医療費総額-842,000円)×1%	140,100円
イ	年間所得600万円超	167,400円+ (医療費総額-558,000円)×1%	93,000円
ウ	年間所得210万円超	80,100円+ (医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
エ	年間所得210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

（※1）診療月時点での年間所得（国保税課税所得）額

● 70歳以上

所得区分	保険証の記載	外 来 (個人単位)	外来+入院（世帯単位）	
			過去12カ月間で3回目まで	4回目以降
現役並み所得者	3割	57,600円	80,100円+（医療費総額-267,000円）×1%	44,400円
一 般	2割 (1割) (※4)	14,000円（※5）	57,600円	
低所得II (※2)			24,600円	
低所得I (※3)		8,000円		15,000円

（※2）世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税
（※3）世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税で所得がない場合
（年金所得は控除額を80万円として計算）
（※4）誕生日が昭和19年4月1日以前の方は特例措置により1割
（※5）年間（8月～翌年7月）の上限額は14.4万円

★ 入院したときの食事代

所得区分	1食あたりの標準負担額
	住民税課税世帯
住民税 非課税世帯	460円（※6）
	過去1年間の入院が90日以内 210円

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、1食分として定められた標準負担額を自己負担し、残りを国保が負担します。

国の制度改正により、平成30年4月診療分から、所得区分が「住民税課税世帯」の人については、1食あたり360円→460円に改正されました。

（※6）指定難病患者、小児慢性特定疾病患者、平成28年4月1日において既に1年を超えて精神病床に入院している患者の負担額は、経過措置として、負担額1食260円を据え置く

◆ 療養費の支給

事故や急病などやむをえない理由で被保険者証を持たずに医療機関で治療を受けた場合や、コルセットなど治療用装具を購入したときは、医療機関等でいったん全額自己負担となりますが、国保の窓口へ申請し、審査決定がなされれば、自己負担割合分を除いた額が払い戻されます。詳細は国保ねんきん課までお問い合わせください。
なお、医療費等を支払われた翌日から2年を過ぎると、時効となり申請できませんので、ご注意ください。

※注意！有効期限の短い保険証をお持ちの方は、高額療養費や療養費の口座への送金はできません。
窓口でのお受取りとなり、納税相談を行っていただきます。

★ はり・きゅう等施術の助成

はり・きゅう等施設利用券の交付をしています。八代市が指定した施設所に本券を持参すると1,000円引きで施術を受けることができます（年間15回まで）。八代市国民健康保険に3カ月以上加入していて、国保税の滞納がない世帯の方が対象です。

◆申請に必要なもの・・保険証

★ 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の公開について

レセプトや特定健診等のデータを活用し効果的・効率的な保健事業を実施するための計画を策定しました。八代市ホームページに掲載しましたので、是非ご覧下さい！本計画に基づき、生活習慣病の発症及び重症化を予防し、健康寿命の延伸や医療費適正化を図ります。

八代市ホームページ上でデータヘルス
計画と入力し検索してください。

サイト内検索



